

盛岡広域都市計画地区計画の決定（滝沢市決定）

都市計画大崎地区地区計画を次のように変更する。

名 称		大崎地区地区計画	
位 置		滝沢市砂込、巣子及び大崎地内	
面 積		約6.4ha	
地区計画の目標		本地区は、汚水処理場、工場、公共施設、住宅が混在し、市街化が進行している。このため、地区計画により建築物と地区施設を計画的に誘導し、住宅と工場、公共施設の調和を図り、工場、公共施設の利便を増進するとともに、周辺住宅地との調和を図り、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針		地区南部は既存の住宅の環境を保全する土地利用を図り、上記以外の地区は、環境の悪化をもたらす恐れのない工場の利便を増進する土地利用を図る。また、近隣の住宅地の居住環境を保護するため、大規模な店舗等並びに一部娯楽系施設については、建築物の用途の制限を行う。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	—
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第二（へ）項第3号及び第6号、並びに（り）項第2号及び第3号に掲げる建築物は建築してはならない。

「地区整備計画の区域、地区の細区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり。」

理 由

建築基準法の一部改正に伴い、計画書における同法からの引用規定の整合を図る必要があるため、本案のように変更しようとするものである。